



REACH

産業界の優先作業

2008年4月14日
REACH、予備登録と登録までの最終カウントダウン
ブラッセル
Grant Lawrence
欧州委員会環境総局局長



目 次

- REACHの基本理念
- REACHに基づく今後の優先作業：
 - 予備登録と登録
 - 物質情報交換フォーラム（SIEF）の結成
 - 登録期限
 - 登録準備



REACH制定の理由

- EU内の化学産業: 30,000社
- 従業員190万人
- 1981年以前: EUのインベントリ中の「既存」化学物質は100,106種
- 1981年以後、4,000種の「新規」化学物質
- 使用化学物質の99%で安全情報が不備または不在
- 既存の法律が改革を阻害



REACHの目標

□ 目標:

- 健康と安全の保護
- 環境保護
- 競争力と革新性を持つ化学産業の維持

目標達成に必要なこと

- 産業界の優先作業: 情報と伝達
- 産業界の責任: 化学物質の安全性を保障



(予備) 登録：理由

□ «ノーデータ・ノーマーケット» 第5条

□ 登録

➤ 産業界に課せられた責任

- 適切な情報を欧州化学物質庁(ECHA)に提供
- 物質の系統的な有害性評価
- 危険物質のリスク管理
- リスク管理対策

➤ 高生産量・高懸念物質を優先

□ 予備登録

➤ 企業間の協力

- 情報交換
- 不必要な試験の回避

➤ 段階的登録の期限



(予備) 登録 - 対象者

- 物質製造業者及び意図的な放出を伴う成形品製造者
- 輸入業者



予備登録：方法

- REACH-ITによりECHAに基本情報を提出
 - 物質名
 - 企業名、連絡先
 - 登録期限、トン数帯

- 「一括予備登録」が可能
 - 多数の物質を登録する企業

- 予備登録は無料



予備登録と登録：時期

- 段階的導入物質の予備登録：2008年6月1日～12月1日
- 新規物質の登録：2008年6月1日から



予備登録から「pre-SIEF」まで

- SIEF: 物質情報交換フォーラム
- 予備登録後、各EINECS/CAS番号について、物質に関するwebサイトを開設
- 登録予定者は以下を参照できる
 - 各社の連絡先
 - データ所有者の連絡先と情報
 - 読み取り法の適用(Read-across)可能性の確定
 - ショートメッセージ用自由記入欄



予備登録から「pre-SIEF」まで

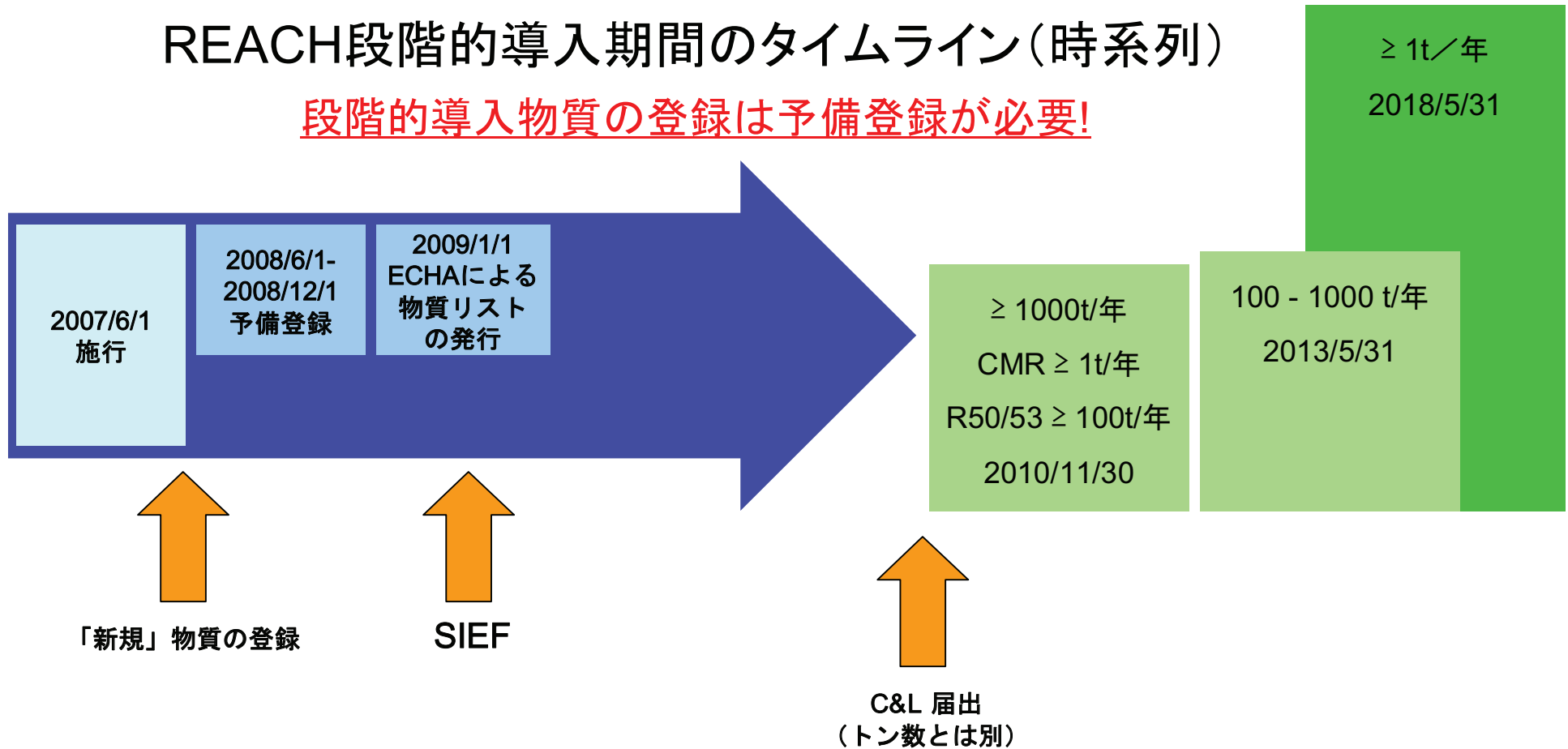
- pre-SIEF内の登録予定者による物質の同一性確認
- 同一性に関わる合意書：SIEFの「設立」（第29条）



(予備) 登録の時期

REACH段階的導入期間のタイムライン(時系列)

段階的導入物質の登録は予備登録が必要!





REACHに対する準備：役割の認識

- 役割の認識(製造業者、輸入業者、川下ユーザー)
- 物質・用途のインベントリ作成
- 除外物質か否かを確認
- ガイダンス文書の内容把握
- 計画立案
 - タイムリーなデータ作成・評価
- サプライチェーンにおける情報伝達:
 - パートナーシップの促進
 - 相互の要求事項についての検討
 - ばく露シナリオの開発



問い合わせ先：

1. 法制度の確認 (EU内全使用言語で入手可)
(<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2006:396:SOM:EN:HTML>)
2. ガイダンスに関するウェブサイトでの確認
(<http://echa.europa.eu>)
3. ECHAのホームページの「よくある質問」で確認
(<http://echa.europa.eu>)
4. 同僚、協会、業界窓口にお問い合わせ
5. 各国の窓口にお問い合わせ
(アドレスは以下のウェブサイトを確認 <http://echa.europa.eu>)



結 論

- (予備)登録への準備
- 予備登録(08年12月1日まで)
- 新規物質の登録(08年6月1日から)
- 08年12月1日以後の登録期限延長の利用
- 産業パートナーとの検討
- SIEFへの参加